

令和3年度 第1回府中市障害者計画推進協議会会議録

日 時：令和3年7月16日（金）午後2時

場 所：府中市役所北庁舎3階 第1・2会議室

出席者：（敬称略）

<委員>

曾根直樹、高橋美佳、桑田利重、永井雅之、西脇京子、北條正志、
吉井康之、佐藤正子、鈴木仁子、林比典子、中嶋佳代、藤間利明、
岡本直樹

<事務局>

福祉保健部長、障害者福祉課長
障害者福祉課長補佐、障害者福祉課給付係長
地域福祉推進課課長、地域福祉推進課課長補佐
障害者福祉課主査（3名）、障害者福祉課事務職員（2名）

傍聴者：なし

議 事：

1. 委員委嘱
 2. 市長挨拶
 3. 委員自己紹介 【資料1】
 4. 会長及び副会長の選出
 5. 諮問書の伝達
 6. 議事
- (1) 府中市障害者計画推進協議会の概要について 【資料2～4】
- (2) 府中市障害者計画推進協議会スケジュールについて 【資料5】
- (3) その他

資 料：

【事前配布資料】

- 資料1 令和3年度府中市障害者計画推進協議会委員名簿
- 資料2 府中市障害者計画推進協議会について
- 資料3 - 1 府中市附属機関の設置等に関する条例（抜粋）
- 資料3 - 2 府中市障害者計画推進協議会規則
- 資料4 府中市障害者計画推進協議会の会議の公開等について（案）
- 資料5 府中市障害者計画推進協議会スケジュール案（令和3年度～5年度）

【当日配付資料】

次第

席次表

資料1（修正版）令和3年度府中市障害者計画推進協議会委員名簿

議事

事務局

本日はお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。定刻となりましたので、ただ今より令和3年度第1回府中市障害者計画推進協議会を開会いたします。会長選出まで司会を務めさせていただきます府中市福祉保健部障害者福祉課課長補佐の古田と申します。どうぞよろしくお願いたします。本日委員18名中1人まだ来られていませんが、本協議会規則第4条第2項に規定する定足数を満たし、会議が有効に成立しておりますことを報告いたします。なお本日の会議はおおむね2時間程度を予定しておりますが、緊急事態宣言下のため時間短縮に努めて参りますので、皆様ご理解とご協力の程よろしくお願いたします。始めにお手元の資料を確認させていただきます。机上に資料として、「次第」、「席次表」を配布させていただきます。また事前にお送りしております資料1から5がございます。申し訳ございません。事前に配布いたしました資料1の委員名簿に訂正がございます。北條委員の漢字が誤っておりました。大変申し訳ございませんでした。お詫びして訂正させていただきます。正しいものを修正版として机上に配布させていただきましたので、差し替えいただきますようお願いいたします。資料は以上です。不足等がございましたら挙手にてお知らせください。また本日議事の中で「府中市障害者計画」、「障害福祉計画（第6期）」、「障害児福祉計画（第2期）」を使用いたします。お持ちでない方がおりましたら挙手にてお知らせください。よろしいでしょうか。それではお手元の次第に従って進めてまいります。

1. 委員委嘱

事務局

次第1「委員委嘱」でございますが、本来であれば市長から委員の皆様一人ひとりにお渡しするところでございますが、時間の関係もございますので机上に委嘱状を配布させていただきます。これをもちまして委嘱状の伝達に代えさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

2. 市長挨拶

事務局

続きまして、次第2「市長挨拶」でございます。本日、府中市障害者計画推進協議会の委員をお引き受けいただいた皆様に市長よりご挨拶を申し上げます。高野市長お願いいたします。

市長

皆様、こんにちは。府中市長の高野律雄でございます。この度は府中市障害者計画推進協議会委員へのご就任を依頼いたしましたところ、快くお引き受けをいただき、また本日はご多忙のところご出席を賜り、誠にありがとうございます。併せて日頃から市政運営にご理解、ご協力をいただいておりますことにこの場をお借りして重ねて厚く御礼申し上げます。本市では令和3年度の市政運用方針に新しい未来を開く、信頼と絆を築く、洗練の魅力を磨くという3つのテーマを掲げており、今年度はみんなで作るみんなの福祉を基本理念とした、府中市福祉計画を策定したところでございます。今後はこの計画に基づき、安心して地域生活を送るための仕組み作りを推進し誰もが繋がり合い、支え合い、安全で安心して暮らせる街の実現を目指し、市民生活に密着した様々な福祉施策を進めていく所存でございます。皆様におかれましては障害への理解を広め、障害のある人もない人もお互いに尊重し合い、市民全てが安心して自立した暮らしが出来る街府中の実現のため、府中市福祉計画の中の障害者福祉に関わる府中市障害者計画、府中市障害福祉計画及び府中市障害児福祉計画の評価、点検を含めた適正な推進について、貴重なご意見を賜りますようお願いをさせていただきます。結びに皆様のより一層のご健勝とご活躍を心より御祈念いたしまして、市長の挨拶といたします。どうぞよろしく申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

3. 委員自己紹介

事務局

次に次第3「委員自己紹介」でございます。恐れ入りますが曾根委員から時計回りの順番で自己紹介をお願いいたします。なお本日は藤原委員、大東委員、堀内委員、鈴木委員、山口委員より欠席のご連絡をいただいております。佐藤委員につきましては遅れて参加するというご連絡をいただいております。それでは曾根委員からお願いいたします。

(委員自己紹介)

事務局

委員の皆様、ありがとうございました。続きまして、事務局職員につきましても自己紹介をさせていただきます。

(事務局自己紹介)

4. 会長及び副会長の選出

事務局

次に次第4「会長及び副会長の選出」でございます。会長及び副会長の選出につきましては府中市障害者計画推進協議会規則第3条の規定により、委員の互選によることとなっておりますので、ご意見を承りたいと存じます。いかがでしょうか。

委員

事務局案がありましたらお聞かせいただきたいのですが、お願いします。

事務局

ありがとうございます。それでは事務局案がこちらの方でありますので、お伝えしたいと思います。今期の会長は前年に引き続き曾根委員に、副会長には地域生活支援センターあけぼのの所長であります高橋委員にお願いしたいと考えております。以上です。

事務局

事務局案は会長に曾根委員、副会長に高橋委員でございます。いかがでしょうか。

委員一同

異議なし。

事務局

ありがとうございます。それではご異議がないようでございますので、会長は曾根委員に、副会長は高橋委員にお願いいたします。曾根委員、高橋委員、恐れ入り

ますが、前方の正副会長席へお願いいたします。早速ではございますが、曾根会長及び高橋副会長からご挨拶をお願いいたします。

会長

会長に選任していただきました曾根です。前回の計画は本当に皆様の活発なご議論で非常に中身のあるいい計画になったなというふうに思っておりますが、計画は作っただけだと意味がありませんので、ここからが実行に向けて非常に重要だと思いますので、是非皆さんのお力をお借りしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

副会長

副会長に選任していただきました高橋です。このような副会長という立場はなかなか苦手ですが、皆様のお力になるべくできるよう頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

どうもありがとうございました。

5．諮問書の伝達

事務局

次に次第5「諮問書の伝達」でございます。曾根会長、恐れ入りますがテーブルの前の方をお願いいたします。高野市長、前の方をお願いいたします。それでは市長、諮問書の伝達をお願いいたします。

市長

府中市障害者計画推進協議会会長曾根直樹様。府中市障害者計画等について諮問。次の事項について府中市障害者計画推進協議会において協議し、答申してください。1．諮問事項。府中市障害者計画の適正な推進について、府中市障害福祉計画（第6期）の適正な推進及び同計画（第7期）の策定について、府中市障害児福祉計画（第2期）の適正な推進及び同計画（第3期）の策定について。2．答申期限、令和6年3月31日、どうぞよろしくお願いいたします。

会長

承りました。

事務局

どうもありがとうございました。恐れ入りますが、ここで市長は公務都合により退席させていただきます。

市長

どうぞよろしくお願いいたします。失礼します。

事務局

ここで委員の皆様には、諮問書の写しをお配りいたしますので、少々お待ちください。本協議会につきましては、府中市情報公開条例第32条第1項により原則公開することとなっております。公開する会議録を作成するにあたり、委員の皆様の発言を録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

6. 議事

事務局

それでは次第6「議事」に入ります。ここからは曽根会長に議事の進行をお願いしたいと思います。曽根会長、よろしくお願いいたします。

会長

よろしくお願いいたします。最初に傍聴者ですが、今日は傍聴希望の方はいらっしゃらないということですのでよろしいですか。傍聴者の方はいらっしゃらないようですので、議事に入らせていただきたいと思います。皆様のお手元にある答申書が我々の果たすべき責任であって市長、市民の代表です。もちろん市民からそれを果たすようにということを委嘱されたという立場、皆さんは市民であり、委員であるのですが、一生懸命議論していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(1) 府中市障害者計画推進協議会の概要について

会長

では議題の1番「府中市障害者計画推進協議会の概要について」を事務局から説明をお願いします。

事務局

今期第1回の会議のため、本協議会の概要について説明させていただきます。資

料2をご覧ください。着座にて失礼いたします。まず1番「府中市障害者計画推進協議会とは」についてです。本協議会は市の附属機関に位置づけられ、「府中市附属機関の設置等に関する条例」及び「府中市障害者計画推進協議会規則」に基づき設置されており、府中市障害者計画及び府中市障害福祉計画・障害児福祉計画を円滑かつ適正に推進するため、市長の諮問に応じた協議を行い、任期末に市長に対し、答申するという役割を担っております。条例及び規則は資料3-1、資料3-2としてお示ししているものでございます。委員の皆様は非常勤特別職となり公務災害の対象となること、協議会に出席することに報酬をお支払いいたしますので、ご了承ください。また皆様は市長から諮問を受け協議を行うこととなります。諮問書に記載の内容をご協議いただき、令和6年3月31日を期限として市長に答申することとなります。皆様のご協力をお願いいたします。続きまして、資料2の2番「障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画について」でございます。各計画の概要については裏面にまとめてある通りでございますが、「府中市障害者計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)」の水色の冊子に沿ってご説明したいと思いますので、冊子の5ページをお開きください。よろしいでしょうか。この図の通り、障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画は、府中市福祉計画の分野別計画として位置付けられており、整合性を図りながら一体的に策定しております。また地域福祉分野、高齢福祉分野、子ども・子育て支援分野、保健・食育分野など各計画が関連計画となっております。次に6ページをお開きください。府中市福祉計画に関連する計画の計画期間でございます。現行計画は網掛けで示されており、障害者計画は令和3年度から令和8年度までの6年計画、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)は今年度から令和5年度までの3年計画となっております。皆様の委員任期におきましては諮問書に記載の通り、計画の適正な推進に関する協議だけでなく、障害福祉計画について次期となる第7期、障害児福祉計画は第3期の策定に関してもご協議いただくこととなります。本計画書につきましては、1から96ページが各分野に共通する「障害者計画」、97から122ページが分野別計画であるところの「障害福祉計画(第6期)」、123ページから130ページが「障害児福祉計画(第2期)」という構成になっております。58、59ページをお開きください。こちらが障害者計画の体系図でございます。6つの目標を掲げそれぞれに方針と施策が紐付いております。この中で特に重点的に取り組む内容として61から68ページに重点施策を記載しております。重点施策は8つで、「障害理解・意識啓発の推進」「各機関の連携の一層の強化」「就労支援事業の強化」「差別の解消へ向けた取組の強化」「権利擁護の推進」「基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワークの構築」「地域生活支援拠点等の運営」「福祉型児童発達支援センターの整備」です。続く69ページからは基本目標・方針・施策の下に紐付く具体的な事業を

記載しております。事業は重複するものも含め132でございます。続いて102ページをお開きください。障害福祉計画(第6期)の成果目標を説明させていただきます。国の基本方針に基づき、地域生活移行・地域生活支援・就労支援等に関する成果目標を設定しております。107ページから121ページには、各障害福祉サービスの令和5年度までの見込量とその確保策を記載しております。最後に障害児福祉計画の成果目標については125、126ページの記載の通りでございます。各サービスの令和5年度までの見込み量とその確保策の記載については127から129ページでございます。簡単ではございますが、以上で障害者計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の説明とさせていただきます。最後に資料4をご覧ください。府中市情報公開条例に基づき市の附属機関は原則公開するものとされており、本協議会につきましてもこれを遵守したいと考えております。つきましては会議録の公開と傍聴について、記載の通り提案いたします。会議録の公開に際しては会議終了後に事務局が会議録を作成し、内容を委員の皆様にご確認いただき次回会議にてご了承の上、市ホームページや図書館等で閲覧出来るようにいたします。また傍聴につきましては、市広報などの会議の開催に関する記事を掲載し、事前にお申込みいただいた方のみ可能といたします。傍聴人数は10人以内を定員としますが、社会情勢を考慮しつつ、会議の広さに応じて人数を決定するものといたします。これらのごことについて記載の通りで良いかをご確認お願いいたします。

会長

ご説明ありがとうございました。今日は概要の理解ということなのですが、会議が長くなってしまいそうですが、何か質問ありましたら、なかなか難しいかもしれませんが、何か質問ありましたら、なかなか難しいかもしれませんが、障害者計画という部分と障害福祉計画、障害児福祉計画という3つが一体になっているという計画になると思うので、それから障害者計画というのは障害者基本法という法律に基づいて、各自治体が策定することになっておりましてこの所管は内閣府なのですね。内閣府というのは各省庁全部集まった省庁という位置付けになっていますので、かなり幅広い障害関係の施策について、5年計画という言い方をされますけれども、こういうふうにして社会を作っていくという大きな目標を立てる、そういった計画になります。障害福祉計画というのは障害者総合支援法という法律に基づいて作られていましてサービスを給付するための法律でして、所管は厚生労働省になります。こちらは数値目標というお話ありましたが、府中市でどのぐらいこれからサービスを作っていくかという数字の目標を掲げてサービス給付額の計画が立てられているという、そのようにご理解いただけたらと思います。大きな方向というのはどちらの計画も共通していまして、共生する社会を作っていくという要素から、あるいは障害のある

人が自立して地域で生活出来るというそういった大きな目標に基づいて、こういうふうに計画が立てられているとそんなふうになっています。計画の中身については前年度からの委員をしていただいている方については一緒に議論してきましたので、細かい議論の計画についてはまた思い出していただけたらと思うのですが、新しい委員の皆様については初見で全部理解するということは無理だと思うので、今後少し読み込んでいただけてご理解深めていただけたらなと思っています。ということで事務局から今日は概要のご説明だったのですけれども、その中で何か気になりましたら、あるいはご意見がありましたら。委員。

委員

今年度初めてなので、お話聞いて計画の件についてはもう出来上がっているのですね。3年から8年までのものは。これに対するモニタリングという形をこの会でもやるということですか。

会長

先ほど市長から諮問されたこの諮問書にある通り、一つは現行の今年から始まった障害福祉計画の第6期と障害児福祉計画の第2期、それから府中市障害者計画というのは全体を包括する計画は令和3年度から新しく始まっていますのでこの3つの適正な推進、計画通り進められているかどうかということ、評価をして推進を考えるというのが一つの課題です。それからもう一つは任期の最後のところで障害福祉計画と障害児福祉計画については3年で計画期間が終わりますので、令和7年度から次の計画の策定というのを最後にしなくてはいけないのですね。この二つが大きな役割ということになります。

委員

ありがとうございます。その適正な推進がされているかどうかのチェック項目のようなものは前年度あったのでしょうか。

会長

計画の進捗状況は事務局で相当細かい評価表を作っておきまして、どういった根拠に基づいてこれは推進出来ていますとか停滞していますとか課題がありますとかという評価を、その時々にしていただけていました。

委員

そういうベースになる資料があって、そこでまた検討して良いかどうかというこ

とをやるのですね。

会長

そうですね。それと自立支援協議会で推進を検討するような内容も入っていましたが今日は欠席されているのですけれども、自立支援協議会の正副会長も委員になっていらっしゃると思いますので、そういった自立支援協議会で推進するという部分については、そちらの進捗状況を直接お問い合わせという状況になっております。

委員

その話を聞いて納得しました。ありがとうございます。以上です。

会長

要するに私たちが全部現場に行ってちゃんと進んでいるかなとか見るのはなかなか難しいです。あとはいかがでしょうか。

(発言者なし)

会長

まずは追々この計画も何度か同じところ読んでいただいたりして、次回から具体的な検討に入りますと思いますので、その時にまた皆さんとお話しさせていただきたいと思います。

(2) 府中市障害者計画推進協議会スケジュールについて

会長

続きまして次第の2番に入らせていただきます。「府中市障害者計画推進協議会スケジュールについて」事務局からご説明お願いいたします。

事務局

スケジュールについてご説明させていただきます。資料5をご覧ください。皆様の任期3年間のスケジュール案でございます。会議は3年で全12回を予定しており今年度令和3年度は3回、令和4年度は4回、令和5年度は5回の開催予定でございます。協議内容の予定といたしましては、令和3年度は残り2回の協議会で、今年度の計画と昨年度の各計画の進行管理と障害者計画及び障害福祉計画(第5期)・障害児福祉計画(第1期)の総合的な評価を行う予定でございます。令和4年度の前

半は前年度の各計画の進行管理の確認、後半からは障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の策定に向け、準備を進めていくこととなります。計画策定業務にあたっては現在事務局で検討中でございます。前々回の策定時同様ニーズの把握を目的としたアンケート調査を実施予定です。令和5年度末に市長への答申、その後計画案に関するパブリックコメント手続きを実施いたします。そして障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の策定という流れになっております。会議の開催回数、協議内容共に現段階での案でございますので、随時変更があることをご了承ください。各計画の策定に関しては国や都の動きに合わせる必要がございますので、開催時期のずれや開催回数の増減がある可能性がございます。スケジュールにつきましては随時ご連絡いたしますので委員の皆様ご多忙のところ恐れ入りますが、どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

会長

ありがとうございました。こちらのスケジュールについて何かご質問ありましたらお願いいたします。委員。

委員

確認なのですが令和3年度のところを見てほしいのですが、2と3ということで11月と来年の2月に協議会を開催するというので、この内容は昨年度の実施状況及び実績値の確認、それから計画の動きの確認となっているのですがけれども、私は今日からの参加なので前回の時の状況について全体を把握しているわけではないので教えていただきたいのですがけれども、つまり今回6期、2期を作る時に当然そこにある5期、1期の内容を反映した計画に当然になっていると思うのですがけれども、そのところの昨年度の内容を評価してそれを6期、2期に折り込むという意味でやられるのですか。既に新しい計画が進んでいる中において前の計画を評価してこの次の例えば7期、3期のために使うとか、その辺のところを今年度の2回、3回の昨年度の評価をどうやって生かすのかということをお教えいただけますか。

会長

ありがとうございました。私の考え方を述べた上で事務局のご意見をいただきたいと思いますが、例えばこれを見ますと私たちの任期は令和5年までですよね。そうすると第7期計画を作るところまでが任期ということになります。第6期計画の3年目、令和5年度の評価は第7期計画に入った期間でないと出来ないのですよね。全部終わってからでないと評価は出来ませんので、だからそれが私たちの期に持ち越している仕事ということになります。これはやはりきちんと評価してお

かないと1年目、2年目の評価というのは前の委員達と一緒にやったのですけれども、3年目の評価は新しい委員の中でやるしかないの、きちんとやっておかないと前の計画が目標通り進んだかどうかという評価をしない状態で新しい期に入ってしまうので、そこはしっかりと評価する必要があるのではないかと思います。ただ、そこできちんと進んでいるかどうかですけれども、もし進んでいなかった場合はそれが言ってみれば新しい期に持ち越しになりますよね。そこでなぜ進まなかったのかというような原因を分析とか、これからきちんと進めていくにはどうしたら良いのかというのは、私たちの任期中の計画推進協議会に入ってくるのではないかと思いますので、それは若干最初の年だけは前の期の計画の評価と新しい期の計画の進め方というところをクロスオーバーと言って良いのですかね。そんな感じになると私は理解しています。事務局にもお話をお聞きしたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

委員

その前に質問が少し変わります。前任期の総合評価をすること自身は必要だと思うのですよね。やりっぱなしではなくやった計画に対してどのように進んだのかという評価でそれについては6期、2期に反映出来ないのかなというところをお伺いしたかったのです。つまり7期、3期で反映するのは当たり前なのですが、この6期、2期についてどのように反映していくのかということかと思っています。

会長

私から。国で示しているのは、以前は障害福祉計画については3年間で評価すると書いてあったのですね。そうすると3年間ずっとやらないで放置されてしまうと、全然進まないということになるので、毎年きちんと評価してくださいということに仕組みが変わっています。さらにPDCAサイクルを入れてくださいということになるので、計画の途中でさらにこの両方ともやってくださいというのが国の示している方法なのです。私はそれが必要であれば途中からでもPDCAサイクルを計画の中に入れていくのは可能だと思うのですけれども、自治体の進め方もあるので事務局のお考えをお聞きしたいです。ではお願いします。

事務局

会長がお話した通りで事務局も思っております。1点、この府中市障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画、この計画につきましては先ほどの計画書の5ページにある福祉計画の中でも唯一、議会に報告をすると法律で定められておりましてこの場合は府中市議会に法律に基づき報告をさせていただいているものになります。

そういった観点からもP D C Aサイクルを行いながらこの計画を修正するということは否定するものではないのですが、やはり先ほど会長がおっしゃっていただいたようにまず前計画の時の内容の3年間の移り変わりをよく確認した上で総合的な評価を行って、それに基づいて今回の障害福祉計画第6期、障害児福祉計画第2期が前期との流れでどのように推移し、また前計画を反映した上で第6期、第2期が策定されているところなのですが、そういった流れで要となっているものが修正されているのかどうか、3年間の移り変わりも含めて令和3年度はよく皆様に評価していただきましてそういった全体像を見ながら最終的には次の第7期、第3期に繋げて行くという形が非常によろしいと思います。ただあまりにも第5期、第2期中で早急に修正が必要だという場合については、今会長がおっしゃった通りその中につきましてはしっかりと対応して修正をしていくものと考えております。事務局では以上となります。

会長

ありがとうございました。委員いかがでしょうか、よろしいですか。社会情勢の変化もあるかもしれませんし、全く修正できないものではない。他にいかがでしょうか。委員。

委員

2つあるのですが、1つがパブリックコメントの手続きが12月ぐらいに入るのではないかと思います。毎回感じていることなのですが、パブリックコメントのご意見がどこまで反映出来るのかというのが結構大事なのではないかと思っております。その辺りをちゃんと市民の声を受けて、必要があれば改善をしていくという作業が必要ではないかと思い、そこが入ると少しスケジュール案を考えてもいいのではないかと思います。あと、コロナ禍の状況で先が見えない中でこれからの計画についてはどのように事務局としては考えているのでしょうか。この2点を聞きたいです。

会長

パブリックコメントとおっしゃったのは令和5年に向けてパブリックコメントが最終的に計画にどう反映されるかということをお聞きになりたいということですね。次の質問はコロナ禍で立てた計画の推進をどうして行くのかを事務局で、どのように考えているかを聞きたいということでしょうか。

委員

そうですね。それもありますし、この会議自体も。

会長

要するにオンラインで開催するそういうようなご意見ですか。会議の在り方。わかりました。その2点をよろしいでしょうか。

事務局

まずパブリックコメントにつきましては、市民の方からいただいた意見につきましては精査させていただいて、反映出来るところは計画の中で反映させていただきたいと思っております。今後のコロナ禍におけるこの協議会の在り方についてですが、今回は委嘱ということもありましたので皆様にお集まりいただきまして開催させていただきましたが、今後のコロナの感染状況におきましては場合によってはWEBでの会議も選択肢に入れながら、開催方法につきましては検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

会長

メールではないですね。WEB。失礼しました。ということですがけれども前回のパブリックコメントってどんなものでしたっけ。なんか集まったか送られたかで見せていただきましたが、これで反映するものというのを説明いただいた気がします。

事務局

パブリックコメントにつきましては実際に皆様で計画案を固めていただいた後に、市民全体に広くご意見を頂戴してホームページ等でパブリックコメントを募集いたします。その出たご意見につきましては一度皆様に反映するかどうかをまず事務局案として復元させていただきまして、皆様にお示しをしてある程度皆さんのご了承を得た中でその結果を案としてまた固めて行くというふうな手続きを取らせていただきたいと思います。以上です。

会長

委員よろしいでしょうか。今後はオンライン会議も検討されると。そうするとオンライン会議をするとしてもインターネットの接続の問題であったり、電子機器の用意の問題等があったりするのでその辺をもう少し確認していただきながら進めていただけたらと思います。他にいかがでしょうか。委員は大丈夫ですか。

委員

とりあえずはお話をきちんと聞こうと思っておりますので、よろしく願います。

会長

手話の方でも電話リレーサービスが進んでいることですので。ではよろしいでしょうか。スケジュールについてはご理解いただいたということで大丈夫でしょうか。委員はよろしいですか。

委員

大まかに日数が出てない。何日でやるのではなく月でやるということなのですが。

会長

日程調整を行うと事務局の方で何日ご都合いかがですかと。

委員

早めに出してもらえるとありがたいです。

会長

今年度は3回なのですが、来年度は4回その次は5回というふうにだんだん増えていく感じなので皆さんよろしく願います。ではよろしいですか。ではスケジュールについても一応承知いただけたということで、ありがとうございました。

(3) その他

会長

では最後にその他。事務局から何かありましたら願います。

事務局

では着座にて失礼いたします。本日皆様に事前にお配りしております各計画書につきましては、もし関係団体等に配布のご希望がございましたら必要部数をお渡しいたしますので、事務局の方までご連絡いただければと思います。本日報酬をお支払いする委員の方々には、資料送付時に委任状と個人番号の提供書を同封させていただきます。本日委任状をお忘れになられた場合は、後日郵送でも構いませんのでお送りいただければと思います。次回の会議の日程ですが、先ほどスケジュール案にもありました通り11月を予定しております。現時点では日時など詳

細は決定しておりませんが、もし今の段階でご都合が悪い日程がわかっている場合には事務局の方へお声掛けいただければと思いますのでお願いいたします。委員の皆様のご都合を伺いながら調整し、決定次第開催通知を送付させていただきますのでどうぞよろしく申し上げます。以上です。

会長

ありがとうございました。前回の計画の時も計画の周知がすごく重要ではないかという意見がたくさん出まして、皆さんも是非必要部数を事務局に申告していただいて団体の中で計画の周知をしていただければと思います。それから知的障害の方を前提にしたわかりやすい版というのも作成されているのですよね。これは子供さんが読んでもすごくわかりやすい内容になっていると思いますので、そういったものについては教育の場面でも、今いる立場は一応特別公務員でしたっけ。非常勤の公務員。執行側と言いますか、役所の一員なので計画の普及もそういった観点からも是非お願いしたいと思います。もちろん意見は一人一人ご意見をたくさん出していただいた方が。よろしいでしょうか。委員。

委員

今資料をくださるというお話でしたが、今年初めてわかりやすい版というのを作って、それがすごくわかりやすくこれは障害を持っている方向けですよね。わかりやすい版という冊子が出来て良かったと思っておりますが、市民の方が障害について理解するという場合にどこにどういう施設や相談機関があって、どういう方がそこで相談出来るかというようなことをまとめた冊子を自立支援協議会の方が作る計画がありますというふうに伺った気がするのですが、そういう冊子についてはどのような状況でしょうか。まだ出来ないのでしょうか。

会長

社会資源の冊子についてですね。何かお分かりになりましたら。

事務局

ご意見いただいた件ですが、自立支援協議会の相談・くらしの部会の方で昨年度そういったご意見を頂戴しているところでございます。マップと言いますか小さな地図が載っていて、どういうところにどんなサービスがあるのかというのがあったらいいですよというところで、そういったご意見を頂戴しているところを踏まえてまずはそれを承るというところですので、今後それをどのように載せるかということは自立支援協議会等でそこを考えていくというところを、事務局では認識して

いるところです。ただ実際にわかりやすいというのは、府中市の福祉の冊子というものにはいろいろとありまして障害に特化したわけではなく様々ありますので、冊子等も含めて整理しながら障害サービスに特化したものが必要なのか、またマップにするのか表現は多様にあると思いますので、それも含めて今後検討をしていくという段階でございます。具体的には定まっていない状況です。以上です。

委員

分かりました。大きな本で立派なものにする必要はないと思うので、障害の相談窓口とか、どういった障害の状態はどういうものかとかそういうものを知ることが、すごく大事だと思っておりますのでそんなに立派なものではなくてもいいので、障害に特化した、ちょうど今発達障害のお子さんが増えているので、ではこういう場合どこに相談に行ったらいいのかとかどういう手順で発達障害だけでなく、ご近所に障害の方がいるって気がついた場合に、どこに行ったら最初に相談する所はどこかそういうことも少しは周りの方が知識として知ることが出来るということが、すごく大事ではないのかとと思っているので、少し早めに考えていただきたいと思います。それは自立支援協議会の方で進めてくださる仕事なのでしょうか。

事務局

進めるのはあくまで行政側になります。自立支援協議会の部会でご意見を頂戴したということになりますので、それを行政側が承って今後どうして行くかということは自立支援協議会の方に返すという形になるかと思います。先ほどふれあい福祉やおとしよりのふくしとかの高齢者向けの冊子等もございます。その中でご意見頂戴したような障害のある方に対しての特化した相談窓口ですね。実は今回の令和3年度から8年度に作成した府中障害者計画の中にも重点政策の中で相談機能の充実というのがあります。逆に言えばそのところの進捗管理については、今後皆様のこの3年間の中でご評価もしくはご意見をいただく項目になるかと思います。そうなった場合にはこの協議会の中でも逆にご意見を頂戴し、そのご意見を頂戴した中でそういったサービスをわかりやすいような物を作るかどうかというのは、ご意見を頂戴することは可能と思っております。以上です。

委員

私は作っていただきたいと思っているので是非ご検討をお願いしたいと思います。

事務局

その部分につきましては、今回この評価をするにあたってまたご意見を頂戴し

たいと思います。今日この会でもご意見があったということを私たちは受け止めて、今後そういったことについては検討して参りたいと考えております。以上です。

委員

すみません。もう1点質問なのですが、最近私が民生委員の方で相談に関わった事例で、医療的措置が必要な障害者のお子様を保護者が1人で見ているという家庭がありました。台風などの水害が来るということになった時に、どうやって避難したらいいのかと心配しておりまして、障害者福祉課にもご相談があったかと思うのですが、医療的措置が必要な場合、普通の避難所では対応出来ないことなのでそういう場合は病院とか医療施設を避難所にして、入れるのかどうかということを知りたいのですが、現在のところそういう対応はないということなのですが、その辺りについては医療的措置が必要な障害者の方はいらっしゃると思うのですが、そういう場合にそういう方達が災害にあった時に支援をどのように考えていらっしゃるのかということも教えていただきたいです。

会長

事務局の方で回答をお願いします。

事務局

今ご質問あった件につきましては昨年度の夏以降ですね。本市も動き始めておりまして実は1人で避難出来ない障害のある方、要支援が必要な方については市内の事業所にアンケートを取りまして、現在把握に努めております。正式な法律名は忘れてしまいましたが、国の方からも個別支援計画が努力義務として各自治体で策定しなさいという話が来ておりまして、私達現状では要支援者の方がどのくらいいるのかをある程度把握しております。今後は今言ったように医療的ケアを必要とされている方以外にも、自分で避難が難しい方については事業所の協力を得て、それぞれ具体的な個別計画の策定に入っているところです。ただこれにつきましては実際には現場サイドの事業所がどれだけ把握をしていて必要なのかと、かなりマッチングをしていくというところがあります。それと府中市防災計画の中に落とし込んだ時に、実は避難所もいろいろと医療的ケアですと停電した場合に電源がどこにあるのか、実際には避難所にあるけれどもその時は電気が通っていたのだけれども、実際には非常用電源がないとかそういうところに避難させることは出来るのかという時には、実は府中市の防災計画については、基本的にはあなたはどここの避難所に行きなさいというような考え方がもともとなかったものですから、実際にそういう

方達を移送させる場合には、そういうことを加味した上でどこの避難所に避難をさせるかという非常に細かな個別計画を策定するという作業がございます。現状ではそれを踏まえながら個別に今あっている状況でして、ある1つの事業所とは個別計画を結びましたので数人の方に個別計画があると認識しています。今後市全体で事業所のご協力をいただきながらそれぞれの個別計画を定めて行く。そこで終わりではなくて、それと実際には別に民生委員のご協力等もいただきながら要支援者の名簿がありますのでここの整合性を図り、本当に漏れはないかどうかそこまでやって初めて完成ではないかと思います。今年度も夏に来て台風シーズンになりましたので、各事業所も少なくともそういう認識があります。要配慮者については必ず個別にやっていかななくてはいけないという認識はありますので、昨年とは違うと思いますが、現状では個別計画については策定に入っているという認識をしていただければと思います。以上です。

委員

ありがとうございました。よろしくお願いします。

会長

ありがとうございました。とても大事な計画だと思います。個別に必要な物も違いますから、個別支援計画をたてる必要があると思います。結構各自治体でも人工呼吸器が必要な医療的ケアが必要な方は電源だけではなくて設備も必要になるので検討していただけたらと思います。府中市の方でも是非検討していただきたい。よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。では今、委員からもお話があったように今後は活発な意見交換、会議でして行きたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。では議事は以上でよろしいでしょうか。あと会議の進め方として、以前は事務局の方が起立してお答えになっていましたが、我々は座っているのに事務局の人だけ立って回答するのは少し居心地が悪いと思って、事務局にも座って回答してくださいというふうにお願いいたしましたので、そういう進め方で今期も進めたいと思いますのでよろしくお願いします。では恐らくこんなに予定より早く終わる会議は今日で最後ではないかと思いますので、次回から皆さん覚悟して参加していただきたいと思います。では今日は時間前ですがこれで終わりにさせていただきます。お疲れ様でした。